

令和4年度 職員の給与の男女の差異の情報公表

特定事業主名：滋賀県（知事部局等）

1. 全職員に係る情報

職員区分	男女の給与の差異 (男性の給与に対する女性の給与の割合)	
任期の定めのない常勤職員	85.5%	※1 ※2
任期の定めのない常勤職員以外の職員	90.5%	
全職員	77.8%	※3

2. 「任期の定めのない常勤職員」に係る役職段階別及び勤続年数別の情報

* 地方公共団体における「任期の定めのない常勤職員」の給料については、各地方公共団体の条例で定める給料表に基づき決定されており、同一の級・号給であれば、同一の額となっている。

(1) 役職段階別

役職段階	男女の給与の差異 (男性の給与に対する女性の給与の割合)
本庁部局長・次長相当職	95.9%
本庁課長相当職	98.3%
本庁課長補佐相当職	96.8%
本庁係長相当職	96.4%

(2) 勤続年数別

勤続年数	男女の給与の差異 (男性の給与に対する女性の給与の割合)
36年以上	96.8%
31～35年	96.6%
26～30年	93.9%
21～25年	89.2%
16～20年	90.1%
11～15年	87.2%
6～10年	91.2%
1～5年	91.9%

説明欄

性別によって、給料や手当の額に差異を設けることはありません。
なお、上記の差異が生じている主な要因は、以下のとおりです。

- ※1 近年、職員採用試験における女性受験者の増加に努めてきた結果、給与水準の低い若年層において女性職員の割合が増加している。(勤続年数10年以下の割合：男性職員の38%、女性職員の51%)
- ※2 配偶者や子どもがいる職員にかかる扶養手当は、男性職員が受給するケースが多い。(扶養手当受給者に占める男性職員の割合：92.4%)
- ※3 「任期の定めのない常勤職員以外の職員」のうち、パートタイム会計年度任用職員等、給与水準の相対的に低い職員において、女性職員の割合が高い。(任期の定めのない常勤職員以外の職員の割合：男性職員の15%、女性職員の34%)

「任期の定めのない常勤職員以外の職員」のうち短時間勤務の職員は週当たりの勤務時間に応じて職員数を換算しています。(例：週4日勤務→0.8人)

* 勤続年数は、採用年度を勤続年数1年目とし、情報公表の対象となる年度までの年度単位で算出している。